

九州大学大学院工学府

博士学位論文審査方法の概略

令和 7 年 1 月

課程	課程博士（甲）	論文博士（乙）
予備調査会	<p>論文審査の申請に当たっては、各専攻で予備調査会（教室教授会）を開催する。予備調査会（定足数なし）で推薦教授（主査）が論文内容を説明し、副査の選定を行う。終了後、専攻長は予備調査結果報告書（別紙様式6－甲・乙）を学府長（窓口：工学部等教務課教務係、以下「教務係」という）に提出する。</p> <p>予備調査会開催日から1年の間は論文提出が可能である。</p> <p>なお、令和6年4月1日以降に提出される学位論文から、剽窃チェックソフトの使用が義務付けられており、工学府では、予備調査会後に行う論文説明会の開催前に確認することを基本とする。</p> <p>「優れた研究業績を上げた者」の場合は、予備調査結果報告書の他に、専攻長からの「優れた研究業績と認定した理由書」を添付する。</p> <p>「優れた研究業績を上げた者」の予備調査会の開催は、博士後期課程における在学期間が6ヶ月を経過後可能である。</p>	
論文審査の申請	<p>学位論文の提出について（PDF形式） 学位論文審査願（PDF形式） 主論文の電子ファイル（PDF形式） 剽窃チェックソフト使用後のレポート付き主論文（PDF形式） 参考論文（必要に応じ添付することができる）（PDF形式） 論文目録（別紙様式1）（Word形式） 論文要旨（別紙様式2）（Word形式） 履歴書（別紙様式3）（Word形式） 承諾書（別紙様式4） ※自署のスキャンデータ又は写真データの提出でも可とする 学位記に記載する氏名等について（別紙様式7）（Word形式）</p>	<p>学位論文の提出について（PDF形式） 学位申請書（PDF形式） 主論文の電子ファイル（PDF形式） 剽窃チェックソフト使用後のレポート付き主論文（PDF形式） 参考論文（PDF形式） 論文目録（別紙様式1）（Word形式） 論文要旨（別紙様式2）（Word形式） 履歴書（別紙様式3）（Word形式） 承諾書（別紙様式4）（Word形式） ※自署のスキャンデータ又は写真データの提出でも可とする 学位記に記載する氏名等について（別紙様式7） 審査手数料 57,000円 ※教授会（代議員会）翌日午前10時までに指定口座へ納入</p>
論文の受理	<p>上記書類を、学府長（窓口：教務係）に提出する。</p> <p>「優れた研究業績を上げた者」の場合は、博士後期課程における在学期間が9ヶ月を経過後提出可能である。</p>	

論文等の提出	論文の受理後、提出書類等を学務部学務企画課教務・学務情報係へ提出する。		
論文受理日	学府長が受理することを認めた日付。（学府長決裁日）		
論文調査委員会の設置	<p>学府長は、受理を決定した論文を審査するため、教授会（代議員会）に論文調査委員会を置く。 論文調査委員会の委員は、専攻長から提出された予備調査結果報告書において示される委員（案）を基に、学府長が決定する。</p> <p>論文調査委員会（主査を含む）は3人以上。主査は学生の所属する専攻（乙は、学位申請書が提出された専攻）の指導教員で、1人以上の論文調査委員を以下（1）～（6）の外部委員から選出しなければならない。</p> <p>（1）他専攻の指導教員、（2）他学府の指導教員、（3）他大学、他大学院及び工業高等専門学校等の教員、（4）本学を退職した教授、（5）研究所の研究員、（6）その他学生の所属する専攻以外の者で、論文調査を実施するうえで適任と認められる者</p>		
審査指令日	論文受理日。		
審査指令	学府長から論文調査委員会主査に通知する。		
論文公聴会	<p>審査指令後、論文公聴会を開催することができる。論文公聴会開催が決定次第、論文公聴会開催願を学府長（窓口：教務係）に提出する。</p> <p>なお、やむを得ず審査指令予定日より前に公聴会を開催したい場合は、教務係へ相談すること。</p>		
論文調査委員会	論文公聴会終了後、論文調査、最終試験を行い、論文調査報告書（別紙様式4－甲）を作成する。	論文公聴会終了後、論文調査、試験、学力確認を行い、論文調査報告書（別紙様式4－乙）を作成する。	
論文審査委員会の設置	<p>受理した論文を審査するため、教授会（代議員会）に審査委員会を置く。</p> <p>審査委員会の委員は、学生の所属する専攻の教授及び本学所属の論文調査委員会の指導教員で構成する。ただし、必要と認める場合は本学所属の指導教員以外の外部委員（「論文調査委員会の設置」を参照）を加えることができる。</p> <p>審査委員会委員長はその専攻の専攻長とする。</p>		<p>受理した論文を審査するため、教授会（代議員会）に審査委員会を置く。</p> <p>審査委員会の委員は、審査をうけようとする専攻の教授及び本学所属の論文調査委員会の指導教員で構成する。ただし、必要と認める場合は本学所属の指導教員以外の外部委員（「論文調査委員会の設置」を参照）を加えることができる。</p> <p>審査委員会委員長はその専攻の専攻長とする。</p>
論文審査委員会	<p>審査委員会は、論文調査の結果及び最終試験の結果を審議し、投票によりその合否を判定する。</p> <p>（定足数2／3、議決3／4以上）</p>		<p>審査委員会は、論文調査の結果、試験の結果及び学力確認の結果を審議し、投票によりその合否を判定する。</p> <p>（定足数2／3、議決3／4以上）</p>
	学位論文審査結果の報告（別紙様式5－甲）を作成する。		学位論文審査結果の報告（別紙様式5－乙）を作成する。

	教授会（代議員会）開催の1週間前までに、次の書類を学府長（窓口：教務係）に提出する。会議資料は当日配布する。	
学位授与の可否決定	<p>論文調査報告書（別紙様式4－甲）（PDF形式） 学位論文審査結果報告書（別紙様式5－甲）（PDF形式） 論文審査の結果の要旨（別紙様式5－2）（Word形式） インターネット公表確認書（別紙様式6）（Word形式）＊ 論文要約（該当者のみ）（PDF形式） 【優れた研究業績を上げた者の場合】 審議過程報告書（PDF形式）</p>	<p>論文調査報告書（別紙様式4－乙）（PDF形式） 学位論文審査結果報告書（別紙様式5－乙）（PDF形式） 論文審査の結果の要旨（別紙様式5－2）（Word形式） インターネット公表確認書（別紙様式6）（Word形式）＊ 論文要約（該当者のみ）（PDF形式）</p>
<p>教授会（代議員会）は、審査委員会の報告に基づき学位授与の可否を決定する（定足数2／3以上） ＊やむを得ない事由により、非公表とした場合のみ論文要約（結論まで含んだ概要であること）を提出すること。なお、やむを得ない事由が解消された場合は、インターネット公表確認書を再提出すること。</p>		
審査の報告	教授会（代議員会）開催翌日の午前中に、総長へ論文審査結果の報告及び主論文を提出する。	
学位授与	総長決裁日で、学府長あてに学位授与が通知される。	
学位授与の通知	学府長から専攻長に、総長からの学位授与通知の写しを付して通知する。	

申し合せ

学位記授与式は、9月及び3月の年2回行われ、各自宛に通知がある。

博士後期課程に所定の年限在学し、単位修得の上退学した者が、退学後3年以内に論文を提出して、審査及び試験に合格した場合には、課程博士（甲）の学位記を授与する。（九州大学学位規則の運用に関する申し合わせ）

（退学後3年以内：昭和37年5月8日 第621回評議会決定）

特に必要と認める場合には、工学府学位論文審査の取扱内規第5条第2項に定める3人以上の論文調査委員に加えて、指導教員資格を有さない准教授を加えることができる。ただし、第6条に定める「外部委員」には算入しない。また、この論文調査委員は、第8条第2項に定める審査委員会の組織には加わらない。

学府教授会の定足数は、構成員の3分の2以上であるが、当日海外旅行中の者及び休職者を構成員数から除外して算定する。

（研究科委員会の定足数に関する申合せ：昭和60年5月15日研究科委員会決定）

審査委員会の定足数は、構成員の3分の2以上であるが、休職者及び長期外国出張者（3ヵ月以上）を構成員から除外して算定する。

（平成9年11月：研究科委員会決定）

審査委員会をやむを得ず欠席する委員は、あらかじめ論文調査委員会の報告に関し、意見と合否の判定を審査委員長に提出することができる。

審査委員会は委員の過半数が出席し、かつ、意見及び合否を判定した欠席者との合計が委員の2／3以上となる場合は、定足数2／3以上を充足するものとみなす。

（平成10年1月：研究科委員会決定）

論文要旨は、課程博士（甲）・論文博士（乙）とも、2,000字程度にまとめる。

審査報告の論文調査の結果の要旨は、課程博士（甲）・論文博士（乙）とも、400字以内とする。

論文博士（乙）の取扱内規第6条第3項の外国語の試験については、外国人の場合はこの定めにかかわらず、当分の間、英語・独語・仏語・日本語の中から、母国語を除き1ヵ国語を課することができるものとする。

教授会で学位授与の可否を決定する場合は、審査委員会の報告を尊重し、投票を省略する。ただし、疑義がある場合には投票によって可否を決定する。（定足数2／3、議決3／4以上）